

○下田市公共下水道普及促進のための特例に関する要綱

平成20年3月27日告示第15号

（目的）

第1条 この要綱は、市の公共下水道の普及及び環境衛生の向上を図るため、市の公共下水道処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域。以下「処理区域」という。）内において法第10条に規定する排水設備を設置し、公共下水道への接続（建築物を新たに建築する工事に伴うものを除く。以下「接続改造」という。）を行う者に対し、公共下水道接続改造費助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、その取扱いについて、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成の対象となる者（国又は地方公共団体を除く。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 法第9条の規定により処理区域の公示がなされた日（以下「供用開始日」という。）から3年以内に接続改造を完了させ、かつ、下田市下水道条例（平成3年下田市条例第19号）第10条の規定により使用開始の届出（以下「使用開始の届出」という。）をした者
- （2） 市税、下水道事業受益者負担金及び水道料金を滞納していない者（法人にあっては、当該法人及び代表者）

（助成対象経費）

第3条 助成の対象となる経費は、接続改造に要する工事費その他の費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「接続費用」という。）とする。

2 助成金の額は、接続費用の2分の1以内とし、その割合及び限度額は次のとおりとする。ただし、助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

区分	助成割合	限度額
供用開始日から1年以内に接続改造を完了させ、使用開始の届出をした者	接続費用の2分の1以内	20万円
供用開始日から1年を超え2年以内に接続改造を完了させ、使用開始の届出をした者	接続費用の3分の1以内	10万円
供用開始日から2年を超え3年以内に接続改造を完了させ、使用開始の届出をした者	接続費用の3分の1以内	5万円

（助成金の申請）

第4条 助成金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、使用開始の届出と合わせて、市長に公共下水道接続改造費助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を公共下水道接続改造費助成金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに公共下水道接続改造費助成金交付請求書（様式第3号）を市長へ提出するものとする。

2 交付決定者は、助成金の受領を指定工事人（下田市下水道条例第5条第1項の指定工事人をいう。以下同じ。）に委任することができる。

（決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 虚偽又は不正な手段により助成金を受けたとき。
- （2） 助成金交付の条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合で、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月27日から施行する。

附 則（平成21年下田市告示第19号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年下田市告示第1号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年下田市告示第16号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年下田市告示第16号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年下田市告示第56－2号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年下田市告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年下田市告示第 号）

（施行日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の下田市公共下水道普及促進のための特例に関する要綱の規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和3年3月31日以降に供用を開始した処理区域に係る助成から適用し、同日前に供用を開始した処理区域（以下「供用済区域」という。）に係る助成については、なお従前の例による。

（特例措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から2年間は、供用済区域において接続改造を行う者に対し、改正後の規定に準じた助成を行うことができる。この場合において、第2条第1号中「法第9条の規定により処理区域の公示がなされた日（以下「供用開始日」という。）から3年以内」とあるのは「供用済区域で令和5年3月31日まで」と、第3条の表を次のとおり読み替えるものとする。

区分	助成割合	限度額
供用済区域で令和5年3月31日までに接続改造を完了させ、使用開始の届出をした者（接続改造前の浄化槽の処理対象人員が10人以下であるもの）	接続費用の3分の1以内	7万円
供用済区域で令和5年3月31日までに接続改造を完了させ、使用開始の届出をした者（接続改造前の浄化槽の処理対象人員が10人を超え50人以下であるもの）	接続費用の3分の1以内	15万円
供用済区域で令和5年3月31日までに接続改造を完了させ、使用開始の届出をした者（接続改造前の浄化槽の処理対象人員が50人を超え200人以下であるもの）	接続費用の3分の1以内	30万円
供用済区域で令和5年3月31日までに接続改造を完了させ、使用開始の届出をした者（接続改造前の浄化槽の処理対象人員が200人を超えるもの）	接続費用の3分の1以内	50万円
備考 接続改造前の浄化槽の処理対象人員が不明である場合においては、10人以下であるものとして取り扱う。		

（水洗化促進協力金）

- 4 前項の規定による助成（接続改造前の浄化槽の処理対象人員が10人以下であるものを除く。）を行う場合において、当該助成に係る接続改造を施工した指定工事人に対し、当該助成額の10分の1に相当する額を水洗化促進協力金として支給することができる。